

平成29年第4回小国町議会臨時会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成29年10月16日(月)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年10月16日 午前10時01分

1. 閉 会 平成29年10月16日 午前11時05分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

6番 時 松 唯 一 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 10月16日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 10. 16)

議長（渡邊誠次君） それでは皆様、おはようございます。

本日はここ木魂館にてお世話になります。

大変肌寒い気候になってまいりました。また、衆議院選挙が始まって明後日には秋祭りも控えております。それぞれ本当にお忙しいでしょうけれども、体調には気を付けていただきたいと思います。

それでは平成29年第4回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回の小国町議会臨時会を開催をさせていただきましたところ、議会の皆様方、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、本日の議案でございますけれども、お手元にありますとおり専決処分事項の承認を求める部分、これは一般会計の補正予算になりますけれども選挙関係の部分でございます。それから公共工事請負契約の締結についてという部分が4本ありますが、去る10月10日に庁舎コミュニティ棟のそれぞれの案件の入札をさせていただきました。その承認の部分でございます。お願いを申し上げたいと思います。それから最後、報告でございますけれども、専決処分事項の報告についてということの部分で、公共工事請負契約金額の変更についてという部分であります。これは、今までちょっと報告はしていなかった部分でありますけれども、より議会の皆様方に明らかにさせていただくべくお知らせという部分でさせていただきたいと思っておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第4回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

6番 時松唯一君

7番 穴見まち子君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第3号:平成29年度小国町一般会計補正予算(第5号)について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) おはようございます。それでは、議案集を朗読させていただきます。

1ページでございます。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年10月16日提出

小国町長 北里耕亮

専決第3号 平成29年度小国町一般会計補正予算(第5号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月28日専決

小国町長 北里耕亮

それでは、補正予算書を御覧になっていただきたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

平成29年度小国町一般会計補正予算(第5号)

平成29年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3千975万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年9月28日専決

小国町長 北里耕亮

2ページでございます。歳入歳出補正、第1表でございます。歳入につきましては県支出金ということで、県委託金702万円を歳入としております。

歳出でございます。総務費の選挙費ということで、702万円の補正を歳出させていただきま。合計歳入歳出57億3千975万1千円ということでございます。

それでは3ページでございます。第2表、債務負担行為補正でございます。追加で選挙の読取機の機械リース料ということで、これを債務負担で補正をさせていただきます。限度額は120万円ということで、平成29年度から平成31年度までの3年間で、各年ごと40万円ということでございます。

4ページでございます。歳入歳出補正予算事項の明細でございます。歳入が先ほど申しましたように県支出金、702万円。歳出のほうは総務費ということで、国県支出金ということで702万円となっております。

それでは5ページでございます。歳入でございます。歳入につきましては、先ほど申しました県委託金ということで、衆議院選挙の委託金ということで702万円を歳入としております。

6ページでございます。歳出でございます。衆議院議員選挙費ということで節の上のほうから、報酬ということで投・開票の管理者及び投・開票の立会人ということで、合わせまして96万1千円の報酬でございます。職員手当282万円ということで、時間外勤務手当を282万円計上させていただいております。賃金58万4千円、これは選挙に伴います臨時雇用でございます。2名を雇用しております。作業員賃金があります。これはポスター掲示板の設置の作業員賃金でございます。旅費、費用弁償ということで10万3千円と普通旅費1万8千円でございます。次、需用費ということで合わせて72万7千円ということでございます。主に消耗品費ということで47万6千円でございます。修繕費も10万円ということで、計数器、また読み取り機等の修繕費でございます。12番の役務費でございます。102万円ということで通信運搬費、これは入場券の発送費でございます。その他、計数器の点検または票読取機のセットアップ料とか、開票システム料のアップ料とかでございます。次、使用料及び賃借料ということで53万7千円でございます。主なものとしまして、票読取機のリース料でございます。先ほど債務負担を起こした分でございます。その他備品購入費といたしまして25万円、これは自動交付機ということで票の自動交付機を1台購入させていただいております。25万円でございます。合計の702万円ということでございます。

以上で今回の選挙に係る補正をさせていただいたものの概要説明を以上で終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず、今最後に言われた備品購入の自動交付機というのは、どういうもので

すか。

総務課長（松岡勝也君） 票を投票される方に交付するという、今までは手で職員が数えておったのですけれども、一応きちっと機械にセットをしまして一つ一つボタンを押せば、自動的にきれいに一枚出てくるというような機械でございます。前回から導入いたしておりますけれども、紙も非常に薄いので、手にくっついて間違えて2枚交付したりとか、そういうところの防止ということで機械的には非常に使いやすいといえますか、票の交付間違いにもつながると、交付防止になりますということでございます。

5番（児玉智博君） 前回導入して、また今度買うということですが、これは何台分の金額が25万円になるのですかね。

総務課長（松岡勝也君） これは1台が25万円でございます。

5番（児玉智博君） それは投票所はたぶん12箇所ぐらいにあると思うのですが、それは何で1台しか購入しないのですか。

総務課長（松岡勝也君） 金額的に非常に高いのもありまして、一応今、期日前投票で使っているところがございます、各投票所まではちょっと13投票所ありますので、期日前投票が非常に長くてですね、票のほうもかなりな投票者数がございますので、今現在は期日前投票だけで利用しているところがございます。

5番（児玉智博君） 分かりました。そして、ちょっと会場使用料についてなのですが、この会場使用料というのは投票所ですか、開票所ですか。

総務課長（松岡勝也君） 使用料につきましては開票所と投票所ということで、開票所がJAのほう会場となっております。投票所のほうでも、使用料を取るといいますか支払うところがありますので5箇所分が投票所で、投開票合わせて6箇所分の使用料となっております。

5番（児玉智博君） じゃあ、その6箇所の場所がどこなのかと、その内訳を教えてくださいませんか。

総務課長（松岡勝也君） 1つが上田多目的集会所でございます。その次が西村の多目的集会所でございます。それと西里多目的集会所でございます。あと1つが杉平の多目的集会所です。5箇所とJAで計6箇所でございます。上田多目的集会所と西村多目的集会所と西里多目的集会所と杖立温泉会館の5箇所でございます。あとは旧学校とか役場になっております。

内訳でございます。開票所のほうがJAのほうで8万円ですね。それと投票の5箇所掛けるの1箇所3千500円というふうになっております。それと別に使用料ということで、投開票の説明会が4千円ということで、会場使用料が。これは今回、森林保全センターでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 非常にですね、その投票所というところは3千500円ということで、朝7時から6時ぐらいまでですが、良心的な値段だと思います。JAが8万円と。これは非常

に高額です。だいたい、どこも開票所という所はその体育館とか学校とか社会体育施設とか、そういう所でやっているところがほとんどじゃないかと思うのですよね。確かにこれは、国からくるお金なのかもしれませんが、こういうところもちよっと検討すべきじゃないかと。あまりにこれはちょっと高すぎると思うのですが、何でそういう割と廃校になったところとかも体育館で使える所はあるわけですが、どういう経緯でこのJAを使うのですか。

総務課長（松岡勝也君） 開発センター等も公共施設で、開発センターほかの学校体育館、ドームとかございますけれども、やはりJAの単価的に高いということで、あそこの使用料につきましては細かく部屋割りで全体を使う場合、半分使う場合、また椅子テーブルとか細かく使用料を分けております。そういったところと冷暖房を使う場合と使わない場合と細かく使用料が定められております。一番立地的に、非常に寄り付きと駐車場の完備と控室とかそういったところを完備しているというところで、JAのほうを使わせていただいているというところがございます。

5番（児玉智博君） そういう理由、控室とか本当に必要なのかなというような気がします。実際、そういう例えば小国ドームなんかを使った場合ですと、要するに傍聴がアリーナ席から見下ろせて、非常に公平な開票作業をしっかりと有権者が見守ることもできますので、そういう点も考慮したらどうかというふうにちょっと申し上げておきたいと思います。

それでもう1つが投票所なのですが、いわゆるこの中に杉平が出ていましたけれども、ここは非常に車いすでも中に入っていけるようなスロープも設けられていて、非常にいいと思うのですが、その他の投票所はそういう車いすでも行けるような、そういう設備の整ったところをきちんと使われていますか。

総務課長（松岡勝也君） 全てが車いすですぐ会場に行けるという所だけではございません。若干、段差がですね。階段とか入口の部分で、どうしても学校等になりますと小さい階段が、体育館とかありますので、全てがスロープが付いているという所ではございませんので、そういったところを選挙従事者等が入ってくることを、ある程度投票に来られた方を目配りしながら介助していく必要があるかなと。そういった車いす等で来られた場合は考えているところがございます。

5番（児玉智博君） 期日前投票所は隣保館ですね。隣保館も完全なバリアフリーになっているかと言えば、なっていないわけですね。やはり、選挙管理委員会が一番やらないといけないことという、やはり今、国政選挙での投票率低下、これをどうするかと。これをいかに、やはり前回の投票率よりも上げていかないといけないと、そういう意識を持ってやっていただきたいというふうに思うのですが、やはりもともと投票所というのはもっとたくさん、それこそ部単位ぐらいであったわけですよね、何年か前までは。それがだいたい、宮原3箇所、その他の大字が2箇所というふうに、かなり少なくなっております。それで投票所が遠くなったわけです。そういうなかで、確かに投票の立会人とかその選管の従事者の人たちが椅子を抱えたりして、対応をしていますからというのかもしれないけれど、やはり体の不自由になってきた方、お年寄りたちからし

てみれば、そこまで手を煩わせんといかんならというところで、やはり投票という行動そのものに消極的になってしまうのではないかというふうに思うわけですよ。ですから、やはりそこは行政の責任として、そういう人たちでも安心してきていただけるような、まずそういう会場選びをすべきだし、そういう所がなければ、やはりそこは計画的にそういう設備を整えていくべきではないかと。もうこのままにしておいたら、投票率が今後上がることはないと思いますが、その辺について、選挙はこれで終わるわけではありませんから、また次回もあるわけです。どうお考えですか。

総務課長（松岡勝也君） おっしゃるとおりでございます。高齢化するなか、そういった車いす、不自由な方等が来られた場合ですね、そういったかたちで投票率が低下しないための政策といたしますか、対策はしていくべきだと思っております。そういったところで、委員会等が開催のなかでこうした御意見等を委員会のなかの話題のなかで検討させていただきたいなというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：平成29年度小国町一般会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第47号 公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟建築主体工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり、公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年10月16日提出

小国町長 北里 耕亮

記

- 1、契約の名称 総第56号 (仮称) 小国町庁舎コミュニティ棟建築主体工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 4億9千312万8千円
- 4、契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地
株式会社 橋本建設
代表取締役 渡邊 建英

で、ございます。

資料といたしまして、開札調書のほうを付けさせていただいております。総務課右方(1)ということでございます。開札調書のなかでございます。入札開札日が平成29年10月10日、9時20分に入札を役場2階中央で会議室で開催しております。工事番号、工事場所は小国町大字宮原字松田地内、工事の名称ということで先ほど申しました(仮称)小国町庁舎コミュニティ棟建築主体工事でございます。予定価格が5億520万8千880円、比較価格ということで4億6千778万6千円。工期が平成30年3月30日ということで、これは繰越を想定したところで一応年度で切っているところでございます。契約金額が4億9千312万8千円ということでございます。御覧のとおり、指名を10社いたしておりまして、1社が辞退をいたしております。こういったなかで、橋本建設が入札価格が4億5千660万円ということで消費税を込みまして4億9千312万8千円ということで、仮契約を今結んでいるところでございます。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) これより、議案第47号について質疑に入ります。

5番(児玉智博君) この指名業者ですね、1社辞退ということで10社ですけれども、辞退したのが竹中工務店かなと思ったら違いまして、竹内工務店はちょっと知らないです。橋本建設は小国町、分かりますけれども、その他の業者の所在地を教えてくださいませんか。できれば、あとの分についても提案理由の説明のときに言っていいただければと思うのですが。

総務課長(松岡勝也君) 10社のうち、一番上のほうが橋本建設、小国町でございまして、その下の宇都宮建設が菊池郡の大津町でございます。それから岩永組から一番下の竹内工務店が全て熊本市内の業者でございます。以上でございます。

議長(渡邊誠次君) ほかに、質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 結局、この名簿になった理由というのは特別あるのですか。だから結局もうちょっと近い阿蘇市であったりとか。そこを飛び越して、ほとんどが熊本市になった理由があればお聞かせいただけますか。

総務課長（松岡勝也君） 基本的には指名審査につきましては、指名審査会の委員の皆さんの御意見が全て整った場合でございますけれども、中身的には一応原則、うちの指名審査資格は原則10社以上となっております。ですから10社以上を指名審査の候補と上げまして、そのなかで経営審査の点数並びに実績、主にそういったところを吟味しております。今回の指名のなかのポイントとしましては、県のA1クラスを中心として選出しているところでございます。そういったところの熊本市内、阿蘇郡、菊池郡市というところのA1クラスですね、指名候補と上げた中の10社ということでございます。

5番（児玉智博君） 基本的に遠いところから来ると、それだけでやはり、まあ。だから基本的には家を建てるのを考えたらずよ、ちょっと離れた所の大工に頼むよりも、近い所の大工に頼んだほうが、いろんな手間等を考えるとですね。大きな工事になると必ずしもそうなのではないのかもしれないですが、やはり近い人に見積もってもらったほうが安くなるんじゃないかなというように、私は印象がするわけですが、何でそうならなかったのかというのが分からない。それともう1つが、やはりその中で1人辞退してしまっているというのがですね。やはり10社以上というのであれば、基本的には全員が応札してもらおうほうが望ましいと思うわけですが、やはりそういう指名委員会のなかでも100パーセント応札というような形ですべきじゃなかったのかと思いますけれども、いかがですかね。

総務課長（松岡勝也君） 冒頭、近い業者という御質問はありましたけれども、やはりこれだけ大きな工事、いろんな分野が入ってくるということで、県のA1クラス、なおかつ特種建設業を持っておられる方でないと、いろんな分野と併行しながらの工事は非常に難しいということで、それだけの選定のリスク的にはちょっと高いリスクで選定させていただいたと。また辞退につきましても、近年やはり公共工事また災害復旧、地震災害等も含めて非常に多いということで、やはりやむなく辞退をされたということではないかなと思っております。ですから、10社指名したなかで1社辞退はしておりますけれども、このなかではやはり、ある程度入札の事務が進んでいるなかで突然辞退したということですので、やむを得なく応札は9件になったということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑はございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番です。ただいま、この資料1の中に工期が平成30月3月30日になっていますが、この入札をして工期が3月まで間に合うのか、そこをお尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては、年度内の契約で1度工期設定をいたしまして、明許繰越ということ想定しながら、再度、議会のほうで繰り越しを設定したなかで、また変更契約で工期の延長をするということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号、公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟建築
主体工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第48号 公共工事請負契約の締結について（（仮称）小
国町庁舎コミュニティ棟電気設備工事）」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。

議案第48号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め
る。

平成29年10月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

- 1、契約の名称 総第57号 （仮称）小国町庁舎コミュニティ棟電気設備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 6千510万2千400円
- 4、契約の相手方 熊本市中央区世安町332番地
株式会社 電盛社
代表取締役 諏訪部 正人

で、ございます。

資料といたしまして、総務課の資料（2）と右肩に書いてございます開札調書を御覧になって
いただきたいと思います。入札開札の日は平成29年10月10日、10時からということで役
場2階の中央で行っております。工事番号は総第57号、場所が小国町宮原宇松田地内、工事名
が（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟電気設備工事ということで、予定価格が6千781万7

千520円。比較価格といたしまして、6千279万4千円。工期が平成30年3月30日ということで、契約金額が6千510万2千400円ということで、10社を応札入札いたしまして、一番低かった電盛社6千28万円で入札をされまして、消費税を含めまして6千510万2千400円ということで、現在仮契約を締結しているという状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 住所は。

総務課長（松岡勝也君） 株式会社電盛社は、熊本市内ですね。あとは、穴井電工、宇野電器、北里電業水道。西日本電工は熊本市内です。株式会社新星、熊本市内です。旭電業も熊本市内です。馬場電機商会、熊本市内です。飯塚電機工業株式会社、これも市内です。株式会社ミヤデン、これも熊本市内でございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第48号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 以前、全員協議会のときだったと思いますが、何で小国町は一般競争入札をしないのかとお尋ねしたところ、「地元企業、地場企業育成のため」というお答えでした。今回実際、10社のうちの3社は小国町だったわけですが、その他の7割が熊本市内の他市町村の業者だったわけです。実際、落札したのが電盛社という熊本市の業者だったわけですが、やはりその指名競争入札にすることが、地元企業育成にはならないということは事実をもって証明されたと思うわけですが、それはそう認識されますか。

総務課長（松岡勝也君） 地元企業育成ということも指名競争のなかでは重要な部分があるかと思えます。今回、わずかの差でございますけれども熊本市内の業者が落札をしたということでございます。こういった大きい業者さんというか熊本市内の業者が取った場合、地元の業者のほうも部分的には応援する部分も出てくる可能性もあるということで、そういった工事の進め方、取り組み方、いろんな内容等をやはり所得する場にもなるということで、町内の業者が取得すればそれなりの努力をして実績を積んでいくと。逆に今度は市内の業者が取った場合は、そういった工事の連携で技術向上を図っていくという、一概には全て町内育成ということではないのですが、技術の向上とかそういったところにもつながるのではないかなというふうには思っております。

5番（児玉智博君） ちょっとよく意味が分からなかったのですが、要するに下請けに入ればということですか。今の言い方だと。それは下請けするよにといい、下請けに小国の業者を使ってくださいということが、今仮契約の段階ですけれども、そういうことを契約で謳うことができるわけですか。

総務課長（松岡勝也君） そういったところの強制はできませんけれども、町内のなかでそういった大きい工事があれば、そういった技術向上を目指していくというのは、町内業者からすれば望

んでほしいなと言っておりますが、やはりそれは業者の考え方でありますので、一概には言えませんけれども、そういった意味でちょっと答えたところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号、公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟電気設備工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第49号 公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟給排水衛生設備工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集4ページをお開き願いたいと思います。

議案第49号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

平成29年10月16日提出

小国町長 北里耕亮

記

- 1、契約の名称 総第58号（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟給排水衛生設備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 4千946万4千円
- 4、契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字下城4157-5番地
北里電業水道設備有限会社
代表取締役 北里一義

で、ございます。

それでは開札調書のほうを、総務課資料（3）をお開き願いたいと思います。

開札入札日は同じく平成29年10月10日でございます。9時40分に役場2階中央で開催しております。工事番号が総第58号、工事場所が小国町大字宮原字松田地内、工事名が（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟給排水衛生設備工事でございます。予定価格が5千27万7600円、比較価格が4千654万7千円。工期が平成30年3月30日、契約金額が4千946万4千円ということで、北里電業水道設備が4千580万円で入札をいたしております。消費税を含めたところで4千946万4千円で現在、仮契約を締結しているというところでございます。

今回、町内業者8社出名しております。北里電業水道から有限会社参興までです。下のほうです、旭電業株式会社、これは熊本市内でございます。それと株式会社上田商会、ここも熊本市内でございます。上田商会につきましては辞退ということでございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、これより議案第49号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号、公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟給排水衛生設備工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第50号 公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟空調設備工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集5ページをお開き願いたいと思います。

議案第50号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

平成29年10月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

- 1、契約の名称 総第59号 (仮称) 小国町庁舎コミュニティ棟空調設備工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 6千26万4千円
- 4、契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1549-3番地
有限会社伊藤設備
代表取締役 伊藤芳昭

でございます。

それでは開札調書でございます。総務課右肩資料(4)を御覧になっていただきたいと思えます。開札入札日は平成29年10月10日、9時40分となっております。役場2階中央で開催しております。工事番号が総第59号、工事場所が小国町大字宮原字松田地内、工事名が(仮称)小国町庁舎コミュニティ棟空調設備工事でございます。予定価格が6千154万3千800円、比較価格が5千698万5千円、工期が平成30年3月30日、契約金額が6千26万4千円でございます。伊藤設備が入札が5千580万円ということで、消費税を加えたところで6千26万4千円ということで、今現在、仮契約を締結しております。

今回、伊藤設備から宮崎ポンプ店までは小国町、その下の旭電業は熊本市内、産興は小国町、一番下の株式会社上田商会は熊本市内ですけれども、先ほどと同じく辞退をいたしております。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) これより議案第50号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(熊谷博行君) 資料3番も4番も、どう見ても上田商会と旭電業とあとの小国の業者が同等とは私は思えないのですが、8社で入札はできないのですかね。それかあと2社、同等ぐらいのところを入れて、そういうふうな指導もできないのでしょうか。

総務課長(松岡勝也君) うちの入札参加資格のなかでは、原則うちは10社以上ということでございます。なおかつ5千万円未満につきましては、1千万円から5千万円未満が原則8社ということでありまして、原則が5千万円超しておりますので、うちの要領の原則10社ということで町内8社と市内を2社入れたところでございます。

議長(渡邊誠次君) ほかに、質疑ございませんか。

11番(松本明雄君) 11番です。同僚議員から工期のことを聞かれたと思うのですが、一応は3月30日で切つてあると思うのですが、今までの説明どおり工期の件では間違いなく終わると、こちらのほうは思っていてよろしいでしょうか。

総務課長(松岡勝也君) 工期につきましては、年度内3月30日で一度契約をいたしまして、そ

れから明許繰越手続きを年度内に行いまして、特別委員会のなかでも説明をしておりますけれども、12月までの供用開始といいますか、それに間に合うような工期設定ということで変更契約を進めていくという流れになってくると考えております。

建設課長（佐藤彰治君） 特別委員会の折、年度計画といいますか、建設における年度計画の工程表を提示させていただいて、そのなかの説明のなかで10月いっぱい工事のほうを予定として完了するというようなところで御説明をさせていただいているところでございます。ただし、設備関係が若干のその後の工事が必要になろうかと思っておりますので、器具付等ですね、建築が仕上がったあとの器具付等そのあたりがありますので、一部設備工事については11月にずれ込む可能性もございまして、当初の目的どおり12月議会を開催をできるように指導をしていきたいと、工期の完了をしていきたいと考えているところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号、公共工事請負契約の締結について（（仮称）小国町庁舎コミュニティ棟空調設備工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「報告第3号 専決処分事項の報告について（報告第3号：公共工事請負契約金額の変更について（小国町山村開発センター解体工事。町道対岸線③災害復旧工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集の6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定より報告する。

平成29年10月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

で、ございます。

それでは議案集のその次のページ、7ページでございます。今回、冒頭に町長から話がありましたとおり、当初議会承認を受けた案件につきまして、特に工事請負でございますけれども、議会承認に抵触しない部分の変更工事、これについて議会に専決処分を報告する旨、地方自治法のほうに180条に謳ってございますので、今回より、そうしたことを改めて報告をさせていただきたいということでございます。1番、2番でございます。

報告参考別紙でございます。まずは1番でございます。

公共工事請負契約金額の変更。

専決年月日、平成29年5月23日。

変更に係る議案、平成28年議案第57号、公共工事請負契約の締結について。これにつきましては小国町、具体的には山村開発センターの解体工事でございます。

変更前契約金額5千853万6千円。変更後契約金額6千9万8千821円。プラス156万2千821円の増額ということでございます。

引き続き2番の報告事項でございます。変更内容は同じく、公共工事請負契約金額の変更ということでございます。

専決年月日、平成29年9月22日。

変更に係る議案、平成28年議案第47号、公共工事請負契約の締結について。工事としましては、町道対岸線③災害復旧工事でございます。これは地震災による災害復旧工事でございます。

変更前契約金額6千134万4千円。変更後契約金額6千357万1千808円。222万7千808円の増額ということでございます。土木工事におきましては、当初工事請負契約に際しまして、議会承認を受けた工事のなかで土木工事につきましては10パーセント以上の工事について最後の変更契約に議会の承認が必要となっております。なお、建築におきましては5パーセントということになっております。それ未満の工事につきましてこのような報告をさせていただくというようなことでございます。

議長（渡邊誠次君） これより、報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 専決処分の報告というのは通常、その直後の議会で報告されるものだと思いますが、この解体工事については5月23日ですので直後の議会は6月定例議会だったと思いますが、それをこの10月の臨時議会で報告するということはなぜなのかということをお伺いしたいのですが。今後、こういう5パーセントと10パーセントの増額ということがあった場合は、こういう形である程度まとめて報告をしていくのかお答え願いますか。

町長（北里耕亮君） 御指摘の部分も当然あるかと思っております。今まで、こういった部分について、より明らかにすべきであるという市町村課なりの指導も若干ありまして、今までは報告

していなかったのですが、この5月の段階ですぐそういう指導があってすぐ報告という部分があればよかったのですが、最近そういう御指導をいただきました。改めるべきところは改めるということでありまして、少し報告が遅れたのはおわび申し上げたいと思います。以後は速やかに、議会承認は当然、議会承認いただくので、それ未満の部分については報告ということでその喫緊の議会で報告という旨になろうかと思っております。よろしく願い申し上げます。

5番（児玉智博君） ではちょっと具体的に伺います。

この対岸線の工事については、もうすでに工法の変更ということで以前、全員協議会だったか何かのときに聞いておりますので分かるのですが、この解体工事についてはわずかな増額の理由、なぜ増えたのかということで説明をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） 山村開発センターは御存知のとおり、隣で解体工事を進めておりましたけれども、当初設計に比べまして特に産業廃棄物、コンクリートのボーリングであるとかその他の鉄筋であるとかですね、そうしたものの産業廃棄物の当初の設計の数量と実際に実施した数量との差が、ちょっとかなりあったというところでの変更契約でございまして、産廃処分それから運搬、そのあたりに対しまして今回若干、150万円程ですがそれに見合う数量が増えたということで、御理解いただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） すみません、私、勘違いしていて。これは下は対岸線だったですね。前回説明を受けたのは北河内ほうでしたね。この対岸線の部分についても、すみません、理由をお聞かせいただければと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 変更契約時に再度、変更の承認をいただいた件でございます。その後、特に現場のほうは素掘りのトンネル付近の現場でございまして、かなり岩掘削等がですね、岩の処分の同じく処分料そういったものが増えております。前回いただいたものは、若干工法の変更と建築土木用語で「重変」といいますけれども、重要な変更事項で再度の議決をいただいたところでございますけれども、今回の報告事項につきましてはその後の産廃処分であるとか、そうしたものの諸々の主要なところでは産廃処分になりますけれども、岩掘削とかそうしたものになります。220万円ほど増えたということでご報告をさせていただきたいと思うところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

町長（北里耕亮君） 先ほどの報告するタイミングでありますけれども、少し訂正をさせていただきたいと思いますが、工事が終了しないと、いくら変更になるかという正確な部分が出ませんので、変更して数字を積算して、そして工事が終わってからでないという部分でありますので、ちょっと補足をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 変更契約をして直近の議会の報告ということで、先ほど町長が申しましたけれども、第1回変更ということで場合によっては2回変更がある場合がありますので、最終的には検査が終わってからの直近の議会で報告するというふうにさせていただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（午前11時05分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（6番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

6番 時 松 唯 一 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を10月16日の1日間とする。

1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 3 号：平成 2 9 年度小国町一般会計補正予算 (第 5 号) について) 平成 29 年 10 月 16 日 承 認
2.	議案第 47 号	公共工事請負契約の締結について ((仮称)小国町庁舎コミュニティー棟建築主体工事) 平成 29 年 10 月 16 日 原案可決
3.	議案第 48 号	公共工事請負契約の締結について ((仮称)小国町庁舎コミュニティー棟電気設備工事) 平成 29 年 10 月 16 日 原案可決
4.	議案第 49 号	公共工事請負契約の締結について ((仮称)小国町庁舎コミュニティー棟給排水衛生設備工事) 平成 29 年 10 月 16 日 原案可決
5.	議案第 50 号	公共工事請負契約の締結について ((仮称)小国町庁舎コミュニティー棟空調設備工事) 平成 29 年 10 月 16 日 原案可決
6.	報告第 3 号	専決処分事項の報告について (報告第 3 号：公共工事請負契約金額変更について (小国町山村開発センター解体工事。町道対岸線③災害復旧工事))

小国町議会会議録
平成29年第4回臨時会

平成29年10月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119